平成２６年（フ）第４４６号
札幌市手稲区富丘３条３丁目１番30号　アークヒルズ２―203号
債務者　山本　哲也
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４５６号
札幌市中央区北７条西12丁目２番地　ベルテ白楊北７条803号
債務者　高岡真裕美
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４６３号
札幌市中央区南25条西13丁目１番31号　Ｊ＆Ｈマンション203号
債務者　阿部　　明
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４８３号
札幌市南区澄川４条５丁目３番17号　コーポ45―３号
債務者　小野麻理江
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４９７号
札幌市西区宮の沢１条５丁目６番33―207号
債務者　中山　啓嗣
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１０号
札幌市手稲区前田４条９丁目11番７号
債務者　畑中　隆児
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７号
北海道稚内市港３丁目２番40―105号　港ハイツ
債務者　梁田　則子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第８号
北海道稚内市港３丁目２番40―105号　港ハイツ
債務者　梁田　　毅
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第３６号
群馬県伊勢崎市阿弥大寺町347番地
債務者　秋山　智哉
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５５号
群馬県前橋市上泉町1802番地２　101号
債務者　福井　光七
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５６号
群馬県伊勢崎市太田町508番地１　大島病院、住民票上の住所群馬県伊勢崎市太田町541番地１　リバーサイドビラ伊勢崎206
債務者　遠藤　浩美（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６９号
群馬県前橋市下小出町２丁目１番地６　ハイツ下小出202号
債務者　小野るり子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第７０号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1809番地２
債務者　田所　泰江
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第７４号
群馬県渋川市石原334番地６
債務者　千木良香菜
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１７４号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地７街区10棟204号
債務者　高山　友和
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１１８号
千葉市中央区新宿１丁目２番３号　Ｋ＆Ｔ千葉ビル802号
債務者　谷口　和彦
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１３８号
千葉市中央区都町961番地10　ダイワプラザ都305号
債務者　若月多栄子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係